

付編 1 東海地震関連情報に伴う応急対応

東海地震関連情報に伴う社会混乱の防止に努め、本市及び市民、事業所等のとるべき適切な対応措置・警戒体制について定め、市民の生命、身体、財産等の安全を確保する為の措置について基本的な計画を定める。

付編 1 東海地震関連情報に伴う応急対応	
第 1 章 総則	
第 1 節	目的……………付 1-1
第 2 節	基本方針……………付 1-1
第 2 章 東海地震注意情報が発表された時の措置	
第 1 節	東海地震注意情報の伝達……………付 1-2
第 2 節	警戒態勢の準備……………付 1-2
第 3 章 警戒宣言が発せられた時の対応措置	
第 1 節	東海地震予知情報及び警戒宣言の伝達……………付 1-3
第 2 節	警戒態勢の確立……………付 1-4
第 3 節	広報……………付 1-5
第 4 節	救援・救護……………付 1-5
第 5 節	警備・交通対策……………付 1-6
第 6 節	公共輸送等対策……………付 1-6
第 7 節	消防・水防・土砂災害対策……………付 1-6
第 8 節	危険物施設等対策……………付 1-7
第 9 節	避難対策……………付 1-8
第 10 節	ライフライン対策……………付 1-8
第 11 節	学校・医療機関・社会福祉施設対策……………付 1-9
第 12 節	劇場・高層建築物等対策……………付 1-11
第 13 節	社会秩序の維持……………付 1-11
第 4 章 市民、事業所等のとるべき措置	

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

内閣総理大臣は、地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発することになっている。

この計画は、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努め、市及び市民、事業者等とすべき適切な対応措置・警戒体制について定め、市民の生命、身体、財産等の安全を確保することを目的とする。

第 2 節 基本方針

本市は、地震防災対策強化地域から相当の距離にあるものの、東海地震発生時には、震度 4～5 弱が予想される。警戒宣言が発せられたときには、警戒宣言が発せられている間の対応について関係機関、市民、事業者等に正確・迅速に周知徹底を図り、応急対策を実施し、震災予防と社会的混乱の防止を図る必要がある。

この計画は、東海地震の警戒宣言が発せられてから警戒宣言解除時までの対応計画であるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置をとる。に基づき対策を実施するものとする。なお、警戒宣言が発せられても、本市の市政・都市機能については、極力平常通り維持することを基本とする。

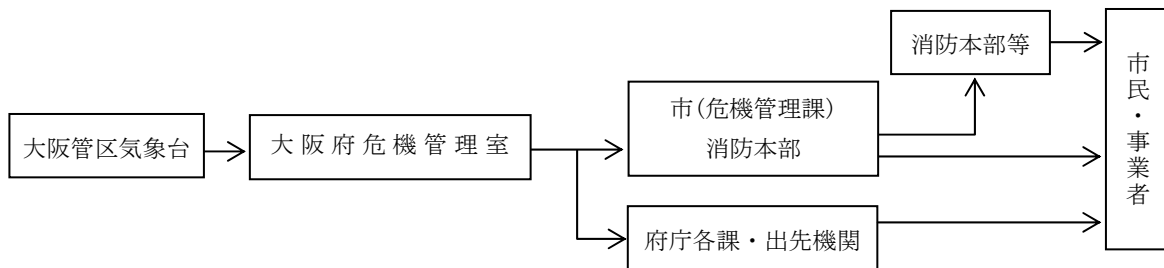
なお、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあるため、その場合に生じる危険について市民に周知し、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。

第 2 章 東海地震注意情報が発表された時の措置

第 1 節 東海地震注意情報の伝達

市及び防災関連機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられた場合に備えた、速やかな対応ができるよう準備するものとする。

1 伝達系統



2 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報の内容
- (2) その他必要な事項

第 2 節 警戒態勢の準備

市及び防災関係機関は、職員の待機、非常配備など対策（警戒）本部の設置を準備するとともに、東海地震予知情報及び警戒宣言の収受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報などの準備を行う。

市消防本部では、非常警備を発令して警戒体制を整え、非常警備本部を設置する。

市は、国、府に準じて市民に対して次の内容を基本とする呼びかけを行う。

- (1) 東海地震注意情報の内容の説明とその意味について
- (2) 政府が行う準備行動の具体的な内容について
- (3) 万一に備え、強化地域方面への不要不急の旅行などの自粛について
- (4) 地域住民に対する沈着冷静な対応の要請について
- (5) 今後、警戒宣言時に予想される交通規制等の内容について

第3章 警戒宣言が発せられた時の対応措置

市は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずるべき事前の対策を進めるものとする。

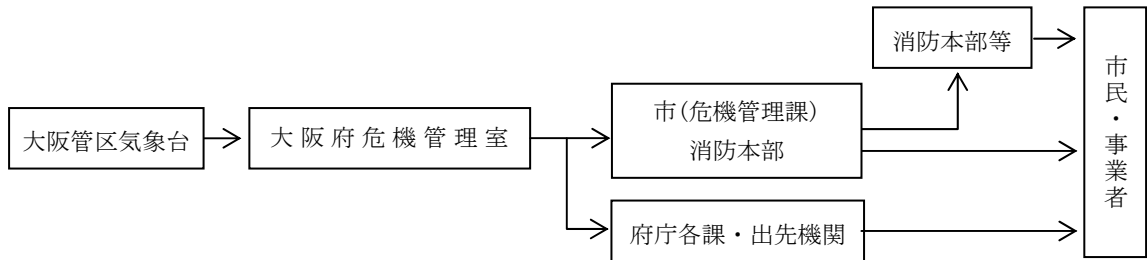
第1節 東海地震予知情報及び警戒宣言の伝達

1 職員に対する措置

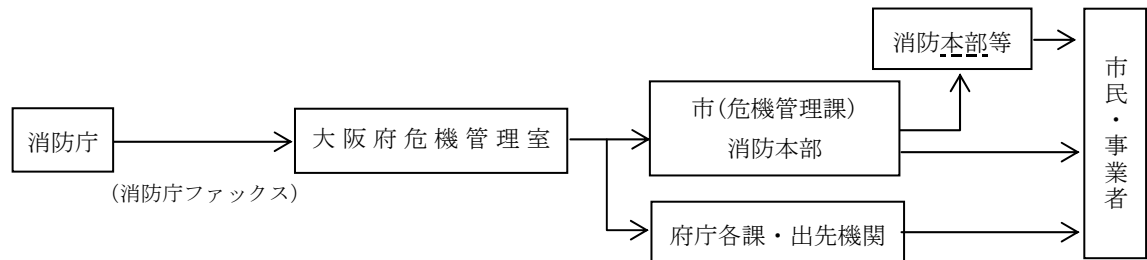
危機管理課は、東海地震予知情報や警戒宣言を入手した時は、直ちに市長に報告するとともに、各部に伝達するものとする。伝達を受けた各部長は、速やかに職員にその内容を周知させ、併せて関係機関等へ伝達するなど適切な措置を講じるものとする。

2 伝達系統図

(1) 東海地震予知情報



(2) 警戒宣言



3 伝達事項等

(1) 関係機関への伝達事項

- ア 東海地震予知情報
- イ 警戒宣言
- ウ 警戒解除宣言
- エ その他必要と認める事項

(2) 市民、事業者等への広報事項

- ア 警戒宣言に伴う地域ごとの各種情報の提供と冷静な対応について
- イ 必要な防災措置をとること
- ウ 自治会等の防災体制準備の呼びかけ
- エ 避難措置等の周知

4 市民・事業者等に対する広報、周知方法

市は、警戒宣言が発せられたことを了知したときは、広報車、防災行政無線等を活用し、自治会等の住民組織と連携して地域住民、事業者等へ周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮したものとする。

なお、状況に応じて逐次伝達するとともに、反復継続して行う。

第 2 節 警戒態勢の確立

市は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒宣言解除宣言が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあるため、その場合に生じる危険について市民に周知し、東海地震発生後や警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。

1 警戒配備体制の確立

- (1) 市長は、警戒宣言が発せられた場合、直ちに災害配備体制をとる。
- (2) 組織・運営の方法については、第 3 編・応急対策編第 1 章第 1 節「3. 職員を動員配備する(地震)」に定める。

2 活動事項

- (1) 職員への情報伝達・周知は、迅速かつ的確に行う。
- (2) 計画に基づき、対策本部を設置し、情報交換を通じて関係機関相互の連携を強化し、必要に応じて協力要請する。
- (3) 実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備を行う。
- (4) 応急対策に従事する職員以外は、勤務時間中は通常業務を行う。
- (5) 所管施設、職場内の点検を行い、書棚・ロッカー等の転倒防止、出火危険箇所の安全措置、その他職員の安全確保のための措置を講ずる。
- (6) 自家用発電機・消防用設備・無線設備等の非常電源の点検を行い、作動確認を行う。

3 市民が利用する施設の管理等

- (1) 施設の利用者等に対して、警戒宣言が発せられたことを的確に周知し、これらの人々が混乱に陥らないように十分配慮する。
- (2) 非常口・非常階段等の避難設備を点検し、地震時の避難体制に万全を期する。
- (3) 火気を使用する場合は、近くに消火器等を配置し、地震時の火災防止に万全を期す。
- (4) 市の各種行事の中止等の検討を行う。

4 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については、工事担当部局は、現場の状況に応じ、請負業者の責任において次の措置を講ずる。

- (1) 建設機械類の安全措置
- (2) 工事箇所の崩壊・倒壊・落下物の防止及び補強措置
- (3) 工事現場内のガス管・上下水道管・電気設備等の安全措置
- (4) 工事監督者・作業員の安全確保措置・現場巡視措置

第3節 広報

1 市

防災行政無線や広報車等を活用し、関係機関及び自主防災組織等住民組織と連携して迅速かつ的確に広報を行う。広報事項は次の通りであるが、特に避難を必要とする場合は、市民等に指定避難所を事前に周知するとともに、避難勧告の際の伝達手段及び伝達事項について広報する。

- (1) 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置
 - ア 交通規制、通信規制
 - イ 上水道の対応
 - ウ 不特定多数を収容する施設の対応
- (2) 市民、事業者等のとるべき措置
- (3) 混乱防止のための措置
- (4) その他周知すべき事項

2 避難行動要支援者への配慮

点字、ファクシミリ等の手段を用いて、視聴覚障害者にも配慮する。

3 流言防止への配慮

- (1) 情報の出所を一本化し、情報文を可能な限り用意する。
- (2) 情報文は、学術・法律・行政用語はさけ、受け手となる市民の立場に立って、可能な限り平易かつ簡単明瞭にする。
- (3) 情報伝達は、できるだけ広く浅く行い、また聞きの情報排除する。
- (4) 情報の伝達に際してはメモを取り、復唱する。
- (5) 正しい情報による流言の打ち消しを行う。

第4節 救援・救護

警戒宣言が発せられたときは、災害の発生に備え、食糧等の確保を図るとともに、迅速な医療救護活動ができるよう、必要な措置を講ずる。

1 備蓄物資の点検又は調達、確保

- (1) 市は、食糧供給、給水計画に基づき、被災者の食糧、水の確保に努める。
- (2) 府は、災害用備蓄食・生活必需品等の放出、関係機関等への要請、輸送体制など、食糧等の供給体制を確立する。
- (3) 近畿農政局大阪農政事務所は、災害救助用米穀の緊急引き渡し体制を整備する。

2 医療救護

市、府及び関係機関は、次の措置を講ずる。

- (1) 医療班の編成準備
- (2) 医薬品、医療器具等の点検調達
- (3) 保健所内における救護所の設置の準備
- (4) 日本赤十字社大阪府支部、近畿地方医務局、府医師会等への協力要請の準備
- (5) 関係機関は要請のある場合に備え迅速に対応するための準備
- (6) 予想される傷病者の搬送体制の確立

第 5 節 警備・交通対策

道路管理者は、次の措置を講ずる。

1 交通対策

- (1) 府公安委員会、河内長野警察署長が行う交通規制に協力する。
- (2) 危険箇所を点検する。
- (3) 路面排水ポンプを点検する。
- (4) 自家発電装置、予備電源及び道路管理用通信施設を点検する。
- (5) 石橋、木橋及び古い橋梁に留意する。
- (6) 工事中の現場は作業を中止し、補強等の安全措置を講ずる。

2 広報

- (1) 交通規制の実施状況について
- (2) 道路の渋滞状況等について
- (3) 路上駐車中の車両に対する移動について
- (4) 車両運転中に地震に遭遇した場合の注意事項について

第 6 節 公共輸送等対策

警戒宣言が発せられたとき、公共輸送機関は、旅客の安全確保及び地震発生後の輸送の早期確保を図るため、国及び関係機関との密接な連携のもとに、次の措置を講ずる。

1 鉄道

- (1) 旅客に対する混乱防止措置
- (2) 施設点検
- (3) 列車の運行規制等
- (4) 警備対策

2 バス・タクシー

- (1) 乗務員は、ラジオ及び警察官等から警戒宣言の発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。
- (2) 既定の安全走行をする。
- (3) バスターミナル、タクシー乗場等における旅客の混乱防止にあたる。

第 7 節 消防・水防・土砂災害対策

1 消防対策

消防機関は、次の措置を講ずる。

- (1) 東海地震予知情報等の収集と伝達
- (2) 出火・延焼危険地域等に対する巡回等による警戒
- (3) 消防用資機材、消防水利の点検確保

(4) 広報・指導

- ア 出火防止措置に関すること
- イ 初期消火措置に関すること
- ウ 危険防止措置に関すること
- エ 消防計画、予防規定等に基づく自主防災体制の確立と危険物等の管理の徹底に関すること

2 水防対策

市及び府は、次の措置を講ずる。

- (1) 府は、水防管理団体等への迅速な情報伝達
- (2) 監視・警戒体制の確立
- (3) 関係業者からの資機材緊急輸送の準備
- (4) 備蓄水防資機材の点検整備
- (5) 工事施工箇所の安全確保
- (6) 水防危険箇所への立入禁止

3 土砂災害対策

市及び府は、地震時において土砂災害等が予想される危険箇所に対して次の措置を講ずる。

- (1) 危険箇所の点検
- (2) 危険が予想される周辺地域の住民等に対する避難勧告
- (3) 工事中の場合は、工事を中止し安全措置を講じ、立ち入りを禁止すること

第8節 危険物施設等対策

危険物施設等にかかる事業者は、次の措置を講ずる。

1 防災体制

- ア 自衛消防組織等自衛消防体制の確立
- イ 防災要員の動員と役割分担に基づく配備

2 施設対策

- ア 緊急遮断弁等危険物安全防护措置の点検
- イ 破損、転倒防止措置、流出油拡散防止措置
- ウ タンク等の元弁の閉鎖、漏洩防止措置
- エ 操業制限、停止措置
- オ 防災資機材及び応急復旧工事用資機材の点検確認
- カ 施設の火気からの隔離及び火気使用制限又は禁止
- キ 従業員及び周辺住民の安全確保措置

3 輸送対策

- ア 危険物にかかる運搬等の抑制
- イ 危険物にかかる輸送途上の遵守事項の徹底
- ウ 危険物にかかる出荷、受入れの制限又は停止
- エ タンクローリー等の安全な場所への移動
- オ その他危険が予想される作業の中止

第 9 節 避難対策

警戒宣言が発せられたとき、原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される山崩れ等危険箇所にかかる市民等をあらかじめ指定した避難所に事前に避難させるため、市長は、府警察等の関係機関と相互に連携を保ちつつ、次の措置を講ずる。

1 避難所・避難路の安全確保

- (1) 避難所の防災設備を再点検し、必要な補修を行う。
- (2) 避難所に情報収集及び非常通信のためテレビ、ラジオ、無線機器等を配置する。
- (3) 避難所に管理責任者を配置する。
- (4) 避難所及びその周辺を警戒する。
- (5) 避難路及び緊急交通路を確保するため、道路工事を中止する。

2 避難時の注意事項

- (1) 避難誘導、混乱防止等の措置を迅速・的確に講ずる。
- (2) 自主防災組織は、周辺地域に移住する避難行動要支援者に対する避難時の介護に留意する。
- (3) 避難所を開設したときは、開設状況を速やかに府に連絡する。

第 10 節 ライフライン対策

警戒宣言が発せられたときにおいても、水道、電気、ガス及び電気通信（いわゆるライフライン）に関わる事業者は、平常通りサービス供給を続ける。

また、地震時において万一発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な措置を講ずる。

1 上水道

市は、地盤の悪い地域に埋設された古い配水管が被害を受けるおそれがあることに留意し、給水を確保するため次の措置を講ずる。

(1) 応急給水等

- ア 円滑な応急給水を実施するため、給水対策本部を設置して飲料水の応急給水体制を確立する。
- イ 浄水場、配水場は高水位を維持し、送配水の水压を調整する。
- ウ 専用給水栓から供給を準備する。
- エ 応急給水資機材の点検整備を行う。

(2) 施設の保全

- ア 取水、導水、浄水施設及び送水管路の巡視点検を行う。
- イ 浄水場における塩素除外設備等の臨時点検を行い、安全措置を講じるとともに、原則として薬品類の新たな搬入は行わない。
- ウ 自家発電機の作動テストを行い、燃料を確保する。
- エ 水処理薬品については、在庫量を確認し必要最小限の確保を行う。

(3) 安全措置

- ア 危険物の巡視点検を行う。

- イ 水道施設工事中の場合は、一時中止する。掘削工事の時は、埋め戻す等安全措置を講ずる。
- ウ 配管工事中的ものは工事を中止し、安全措置を講じるとともに、掘削溝は埋め戻す。
- エ 他機関が水道施設に関連する工事を実施している場合は、相互に安全を確認する。

(4) 広報

- ア 断水時の拠点給水場所
- イ 漏水の通報依頼

2 下水道

市及び府は、地震時に備え被害の未然防止を図るため、次の措置を講ずる。

- (1) 災害応急復旧用資機材の点検確保を行う。
- (2) 管渠施設の巡視点検を行う。
- (3) 施設及び機器類の巡視点検及び整備を行う。
- (4) 薬品取扱施設の転倒、落下、流出防止措置を講ずる

第11節 学校・医療機関・社会福祉施設対策

警戒宣言が発せられたとき、学校、病院・診療所、社会福祉施設及び社会教育施設においては、混乱の防止と生命、身体の安全確保を図るため、必要な措置を講ずる。

1 学校

園児、児童、生徒、学生（以下「生徒等」という。）の安全確保を図るため、次の措置を講ずる。

(1) 情報の周知

- ア 学校長は、東海地震予知情報及び警戒宣言の内容を職員に周知する。
- イ 職員は、生徒等に警戒宣言が発せられたことを知らせるとともに、不安や動揺を与えないよう、適切な指示を行う。

(2) 授業の中止

ア 在校時

- (ア) 通常の授業を打切り、帰宅時の注意事項にかかる適切な指導を行い、臨時休校とする。（原則として、警戒宣言が解除されるまで）
- (イ) 規定の方法で速やかに下校させる。
- (ウ) 園児、児童の帰宅措置を取った場合は、保護者に引き渡すまでは学校で保護をする。
- (エ) 園児、児童の帰宅措置を取った場合は、スクールバスによる通学者は指定場所で引渡す。
- (オ) 中、高校生の帰宅措置を取った場合、個々に帰宅経路を確認後に帰宅させる。

イ 校外指導時

- (ア) 遠足等の指導時は、即時に帰校し在校時対策をとる。
- (イ) 宿泊を伴う指導時は、地元官公署と連絡をとり、その他の対策本部の指示に従う。また、学校に連絡をとり、学校長は市教育委員会あるいは所轄官庁に報告するとともに保護者に周知する。

(3) 被害防止対策

- ア 備品等の転倒・落下防止措置を講ずる。
- イ 薬品は保管庫に収容するか、又は地中に埋めて保管する。
- ウ 重要書類、重要物品等は耐火金庫に収容するか、又は直ちに持ち出せるよう準備する。
- エ 給食用調理設備における油類の保管に注意し、ガスボンベの転倒防止措置を講ずる。
- オ 消火器等を点検する。

(4) 広報事項

- 保護者に対し、次の事項について周知徹底を図る。
- ア 学校に問い合わせるなど不要不急の電話をしないこと
- イ 警戒宣言の内容、生徒等に対する安全措置に関すること

2 医療機関

病院、診療所等医療機関は、医療機能の維持に努めるとともに、入院患者の安全確保を図るため、次の措置を講ずる。

(1) 診療

- ア 原則として平常診療を行う。ただし、地震時の混乱に際し、危険が予想される患者に対しては、受診の自粛を呼びかける。
- イ 手術中の場合は安全措置を講じるとともに、手術の予定は延期する。
- ウ 入院患者は原則として事前避難はしない。
- エ 入院患者で帰宅希望者は医師の判断で退院させる。

(2) 警戒体制の確立

- 地震災害警戒本部を設置して活動体制を確立し、職員の分担業務を確認する。主な業務は次の通り。
- ア 入所者、入院患者のため、医薬品、血液等の医療品のほか、飲料水、食糧、燃料の確保を図る。
- イ 入所者、入院患者の安全確保を図るため、非常口、階段、消防用設備、避難所、避難路等を確認する。
- ウ 医薬品、危険物、毒劇物、放射性物質等の管理を徹底する。
- エ 患者に不安を与えないよう、院内放送により警戒宣言に関する情報を伝達し、火気使用禁止等安全措置を講じるよう協力を依頼する。

3 社会福祉施設

社会福祉施設においては、入所者の安全確保のため、次の措置を講ずる。

- (1) 飲料水、食糧の確保及び危険物の点検を行う。
- (2) 施設の非常口、階段、消防用設備、避難所、避難路等を確認する。
- (3) 市に入所者数、施設の対応措置等について報告する。
- (4) 人心安定のため、市、テレビ、ラジオからの情報を収集する。
- (5) 通園福祉施設において園児は保護者に引き渡す。
- (6) 通園福祉施設において残留者は園で保護する。
- (7) 収容福祉施設においては入所者・保護者に対し施設の対応を周知徹底する。

第12節 劇場・高層建築物等対策

警戒宣言が発せられたとき、劇場、旅館・ホテル、高層ビル等不特定多数の者を収容する施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、混乱の防止と安全確保を図るため、次に措置を講じるものとする。

- (1) 自主防災体制を確立するとともに、従業員に適切な避難誘導を指導する。
- (2) 施設利用者等に対し警戒宣言にかかる情報を的確な方法で伝達し、従業員により適切な避難誘導を行う。
- (3) 応急救護の準備を行う。
- (4) 食糧、日用品を販売する店舗等は、原則として平常営業とするが、飲食店等は混雑防止、出火防止の観点から営業を自粛する。
- (5) 店舗客には時差避難、時差広報を行う。
- (6) エレベーターの運転を中止する。
- (7) ガラス・看板、陳列品・棚、備品等の転倒、落下防止措置を講ずる。
- (8) ガス、燃料タンク等の危険物の安全確認を行う。
- (9) 重要書類等の非常持ち出しを準備する。
- (10) 防火区画、防火戸、非常口、消火設備、警報設備、非常階段等防火避難上重要施設を点検し、作動準備をする。
- (11) 工事中の場合は、地震時に備え補強等安全措置を講ずる。

第13節 社会秩序の維持

1 警察活動

府警察は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との緊密な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警察活動を実施する。

2 生活物資対策

市、府及び関係機関は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないよう、必要な措置を講ずる。

第 4 章 市民、事業者等のとるべき措置

警戒宣言が発せられたとき、市民、事業者等は原則として避難の必要がないため、家庭及び職場において必要な防災措置を、自ら又は近隣の市民や事業者と協力して講ずるとともに、市等が行う対応措置に協力するものとする。

市 民

- (1) 情報の収集
 - ア 警戒宣言が発せられている間はテレビ、ラジオのスイッチは常に入れておく。
 - イ 市役所、消防本部、警察署からの情報に注意する。
 - ウ 車内ではラジオを聴く。
 - エ 自己の居住する地域の危険性及び避難の必要性等を把握しておく。
- (2) 家族防災会議の開催
 - ア 家族防災会議を開き、家族の役割分担を決めて直ちに行動する。
 - イ 連絡不能に備え家族の行動予定を決めておく。
- (3) 出火防止措置
火気の使用は自粛するとともに、火の始末をする。
- (4) 初期消火措置
消火器具（消火器、バケツ、消火用水）を準備する。
- (5) 危険防止措置
 - ア 家具類等を固定し、上に置いてあるものは撤去する。
 - イ 壊れやすい食器等は戸棚から外に出すとともに、ガラス戸、ガラス窓を点検し、荷造りテープ等を貼るなど、飛散防止の措置をとる。
 - ウ ベランダの植木等を片づける。
 - エ エレベーターの使用はさける。
 - オ ブロック塀・門柱・看板等の転倒落下防止措置を講ずる。
 - カ 危険物容器、プロパンガスボンベを固定する。
- (6) 避難時の措置
 - ア 危険箇所以外の方はむやみに避難せず、自宅に留まる。
 - イ 身軽で安全な服装をする。
 - ウ 水、食糧、懐中電灯、携帯ラジオ、医薬品等の非常持出品を用意する。
 - エ 避難場所や避難路を確認する。
 - オ ブロック塀は倒壊のおそれがあるので、付近の通行をさける。
- (7) 社会的混乱防止措置
 - ア 水を汲み置く。
 - イ 自家用自動車の使用は自粛する。
 - ウ 電話は自粛する。なるべく遠方の親類、知人等を通じての連絡ルートを決めておく。
- (8) その他の措置（自主防災組織）
自治会等は防災体制をとる。

事業者

- (1) 情報の収集と伝達
 - ア 警戒宣言が発せられている間はテレビ、ラジオのスイッチは常に入れておく。また、市役所、消防本部、警察署等からの情報には絶えず注意し、正確な情報の収集に努め、職場全体に伝達する。
 - イ 車内ではラジオの情報を収集する。
- (2) 職場防災会議の開催

防災管理者、保安責任者などを中心に、直ちに職場防災会議を開催し、消防計画、予防規定等に基づく役割分担に従い直ちに行動する。
- (3) 出火防止措置
 - ア 火気はできるだけ使用しない。使用中の火気には十分注意する。
 - イ 火気使用場所の不燃化、整理整頓を行う。
 - ウ 危険物積載車両は運転の自粛ないし安全運転に留意する。
 - エ 石油類危険物類の安全を確認する。
- (4) 避難時の措置
 - ア 危険箇所以外の人にはむやみに避難せず、職場に留まる。
 - イ ブロック塀は倒壊のおそれがあるので、付近の通行をさける。
 - ウ 車両による避難はしない。
 - エ 重要書類、有価証券などの非常持出品を確認し、いつでも持ち出せるようにする。
 - オ 不特定多数の者を収容する職場では、まず入場者の安全確保を第一に考え、適切に避難誘導する。
- (5) 危険防止措置
 - ア 万一の時の身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置を講ずる。
 - イ エレベーターの使用はさける。
 - ウ ガラス戸、ガラス窓を点検し、荷造りテープ等を張るなど、飛散防止の措置をとる。
 - エ ブロック塀・門柱・看板等の転倒落下防止措置を講ずる。
 - オ 工事中の建築物その他工作物又は施設については、応急補強等必要な措置を講ずる。
- (6) 社会的混乱防止措置
 - ア 自動車の使用は自粛する。
 - イ 電話の使用は自粛する。
 - ウ 時差退社、近距離の者は徒歩帰宅する。
 - エ 水を汲み置く。
- (7) その他の措置

自衛消防組織等があれば、防災体制をとる。